

平成27年1月16日

「開業医ローン」商品改定について

～ 無担保・無保証人で最大1億円のご利用が可能に ～

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、新規開業予定または既に開業されている個人医師（含む歯科医師）のお客さまの事業資金ニーズにお応えする「開業医ローン」の商品改定を行いましたのでお知らせいたします。

本商品は、平成17年9月の取扱開始以来、多くのお医者さまにご好評をいただいておりますが、今般、よりワイドで、柔軟にご利用いただける商品へ改定しました。

主な改定点は以下のとおりです。

1. 無担保でのご利用金額が、最大1億円まで可能となりました。
2. 運転資金のご融資期間が、最長10年となりました。
3. 団体信用生命保険への加入を条件に、保証人と担保が原則不要となりました。
※ただし、不動産購入を伴う設備資金は原則抵当権第1順位の設定となります。

詳しくは、次ページの商品概要をご覧ください。

利用開始日：平成27年1月13日（火）以降のお申込みから適用となります。

高齢化の進展、医療提供体制の変化等により、県内の医療・介護分野の整備は急務と言われており、当行においても同分野の重要性を認識し取組みを強化しております。引続き、地域の発展に寄与するサービスの拡充に取り組んでまいります。

以上

【商品概要】

| | |
|--------------|---|
| ご利用いただける方 | 新規開業予定、または既に開業されている個人医師（含む歯科医師）のお客さま 1. 団体信用生命保険に加入できるお客さま（保険料は当行負担） 2. 融資時満20歳以上65歳未満且つ完済時年齢80歳未満のお客さま 3. 医療法人はご利用できません |
| お使いみち | 運転資金・設備資金 |
| ご融資金額 | 1億円以内（運転資金は5,000万円以内） |
| ご融資期間 | 運転資金：10年以内（据置期間5ヶ月以内） 設備資金：25年以内（据置期間1年以内） ※ただし、医療機器購入等の場合は15年以内 |
| ご融資利率 | 当行所定の金利（変動金利・固定金利） |
| ご返済方法 | 元金均等返済または元利均等返済 |
| 担保 | 原則、不要 ※ただし、土地・建物取得の場合は、有担保扱い |
| 保証人 | 原則、不要 |
| 団体信用生命保険への加入 | 1. 地方銀行協会事業者向け団体信用生命保険加入、保険料は当行にて負担いたします。 2. お借入金額5,000万円超のお申し込みについては告知書資料補足として所定の診断書を添付していただきます。 3. その他諸条件は地方銀行協会事業者向け団体信用生命保険制度規定に準じます。 |
| その他 | 1. 原則、診療報酬受取口座は、当行をご指定いただきます。 2. 新規開業予定のお客さまは、当行指定の医療専門コンサルタントによるアドバイスや相談も可能です（税込手数料54,000円）。 3. 不動産担保をいただく場合は、当行所定の手数料をお借入時にお支払いいただきます。 |